

平成 25 年度

みやざきスギの家づくり活動支援事業

応 募 要 領

平成 25 年 6 月

宮崎県木材協同組合連合会

1. 事業の趣旨

森林資源の充実に伴い増加するスギ等の県産材を有効に活用するため、みやざきスギを積極的に活用する産直団体による県産材活用住宅のPR活動や木材業界と住宅業界の連携グループによる県産の大径材や乾燥柱材を活用した家づくりの提案及び取組に対して、予算の範囲内において、当会が当該事業の実施に要する経費の一部を補助します。

2. 用語の定義

- (1) 大径材・・・丸太の末口の径が30cm以上の素材
- (2) 県産大径材・・・宮崎県内（以下「県内」という。）で生産された大径材
- (3) 県産材・・・県内において生産、製材又は加工された国産材製品をいう。
- (4) 合法木材・・・林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

3. 事業の概要

3. 1 公募内容

- (1) 県産材活用住宅（産直住宅）のPRに関する提案

次の各区分の片方又は両方について県産材活用住宅（産直住宅）の効果的なPRを行う提案

- ① 産地見学会

住宅建設希望者や工務店等を対象とした県内の山林や製材工場等の見学会等を開催すること ※直接的に県産材及び県産材を活用した住宅であることのPRを行う必要があります。

- ② 県産材活用住宅見学会

産直住宅の建設を促進するため、住宅建設希望者を対象とした、産直住宅の説明会や見学会等を開催すること

- (2) 県産材活用住宅づくり（大径材・乾燥柱材部門）に関する提案

次の各部門の片方に関する提案

- ① 大径材部門

大径材の付加価値を高めるため、大径材をふんだんに活用する方法や先駆的な活用方法等による家づくりの提案、住宅の建設及びこれらを活用した一般消費者に対するPRを行うための見学会等の開催についての提案

- ② 乾燥柱材部門

乾燥柱材の普及のため、構造材に12cm角以上の県産乾燥柱材を使用し、新規又は規模拡大（取扱量増加）による家づくりの提案、住宅建設及びこれらを活用した一般消費者に対するPRを行うための見学会等の開催についての提案

なお、事業採択グループとなった場合には、必要に応じ工務店等における事業採択前の木材使用量の確認を行わせていただく場合があります。

3. 2 応募対象者

(1) 県産材活用住宅（産直住宅）のPRに関する提案

みやざきスギを積極的に活用する産直団体[5団体以内（予定）]

団体の事務局及び木材業界の企業・団体が構成員となる場合のその1者以上の木材業界の企業・団体が、県内において本社を有する企業・団体であること。

(2) 県産材活用住宅づくり（大径材・乾燥柱材部門）に関する提案

木材業界（製材工場、プレカット工場等）と住宅業界（工務店、設計事務所等）から成る3者以上で構成される連携グループ[14グループ以内（各部門7グループの予定）]

ただし、木材業界のうち、1者以上は県内に本社を有する企業・団体であること。

なお、応募に当たっては、県内に代表者を置くとともに、事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有することが条件

3. 3 公募要件

(1) 県産材活用住宅（産直住宅）のPRに関する提案

県産材活用住宅（産直住宅）の建設及び県産材の利用拡大の推進に取り組む団体で規約等を定めており、かつ3者以上の構成員（企業又は団体）から成る団体であること。

(2) 県産材活用住宅づくり（大径材・乾燥柱材部門）に関する提案

大径材部門は全て、乾燥柱材部門は③及び④の要件を満たす提案

- ① 住宅の木造化・木質化に関し、県産大径材を積極的に活用し、普及・汎用性が高いと認められるものであること
- ② 見学会等PRに要する経費は、総事業費の過半以上を占めないこと
- ③ 大径材部門については、次の条件を全て、乾燥柱材部門についてはウからオの条件を満たす住宅であること。

ア 主要部材（土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木）に、県産材かつ合法木材を概ね80%以上使用して建設されること

イ 梁・桁その他部材に県産大径材を活用した製材品を使用し、住宅完成後において当該部材が目視できるもの（居住空間から当該部材を見ることができ、完成した住宅を訪れた者に対し、大径材を活用した住宅の良さをうったえるPR効果として期待できるもの。）

ウ 使用する柱には、12cm角以上の県産材（乾燥柱材部門については、県産乾燥材）かつ合法木材を使用して建設されるもの

エ 延床面積75㎡以上であるもの

オ 建設した住宅の構造及び完成見学会等の開催により、広く公開が可能なもの

- ④ 同一物件において、国、県（本事業を含む）及び市町村の補助を受けていないこと

3. 4 事業の期間

事業にかかる取組については、平成26年2月28日（金）までに完了し、3月14日（金）までに事業実績報告書等の関係書類の提出を行う必要があります。

県産材活用住宅づくりに関する提案の大径材部門については、事例集の作成に御協力いただきますようよろしくお願いします。

3. 5 補助金の額

一応募者当たりの補助金の額は、次のとおり。

(1) 県産材活用住宅（産直住宅）のPRに関する提案

3. 1の(1)において、提案がなされた内容の実施に直接関係する経費の3分の1以内ただし、補助額は予算の範囲内（2, 674千円）において決定します。

(2) 県産材活用住宅づくり（大径材・乾燥柱材部門）に関する提案

3. 1の(2)において、提案がなされた内容の実施に直接関係する経費の3分の1ただし、補助上限額は、①大径材部門 666千円 ②乾燥柱材部門 333千円です。

4. 補助金の範囲

事業に必要な経費として、次の経費を計上できます。

ただし、実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類において記載された所要経費額と一致するとは限りません。

なお、本事業に係る補助金の財源は宮崎県及び国（社会資本整備総合交付金）の補助金を活用しております。補助金の支出に当たっては適切な経理を行ってください。

4. 1 計上できる経費

(1) 県産材活用住宅（産直住宅）のPRに関する提案

① 旅費

事業実施に必要な一般消費者及び工務店が宮崎県内の産地等へ見学するための旅費

② 使用料及び賃借料

事業実施に必要なバス借上げ、会議室その他の借上げ等使用料及び賃借料

③ 役務費

事業を実施するために必要な広告料(事業実施に関係する広告が対象であるため、社の宣伝のみには利用できません。広告対象例：宮崎県産材伐採ツアーの周知のための広告)、写真等焼付料、加工手数料、通信運搬費等です。

④ 需用費

・消耗品費

事業を実施するための消耗品（ノボリ、法被、PRパネル等）に係る費用

※会社等における使用と本事業における使用が明確に区分できない消耗品（例：プリンターのインク、トナー等）は、計上しないようにお願いします。

・印刷製本費

パンフレット、チラシ等の印刷製本費

⑤賃金

見学会等で雇用するアルバイト料

(2) 県産材活用住宅づくり（大径材・乾燥柱材部門）に関する提案

①報償費

大径材の付加価値を高めるため、大径材をふんだんに活用する方法や先駆的な活用方法による家づくりの提案を行うため、専門家と一緒に検討を行った場合の、専門家に対する謝礼金

②原材料費

事業に直接必要な県産大径材を活用（※乾燥柱材部門は、県産乾燥柱材を活用）した住宅建設に係る主要部材（※乾燥柱材部門は、県産乾燥柱材）に係る部材費

③使用料及び賃借料

事業の実施に必要なバス借上、会議室その他の借上等使用料及び賃借料

④役務費

事業を実施するために必要な広告料（社の宣伝に利用できません）、写真等焼付料、加工手数料、通信運搬費等

⑤需用費

事業を実施するための消耗品（ノボリ、法被、PRパネル等）に係る費用

※会社等における使用と本事業における使用が明確に区分できない消耗品（例：プリンターのインク、トナー等）は、計上しないようにお願いします。

⑥賃金

見学会等で雇用するアルバイト料

4. 2 消費税の取扱

補助事業に係る消費税の取扱は、原則課税業者の場合には当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。）を除いた補助金額となります。

4. 3 補助金の支払い

本事業の補助金は、県産材活用住宅（産直住宅）のPRに関する提案に関する事業は、

概算払い、県産材活用住宅づくりに関する提案に関する事業は、精算払となります。

5. 審査方法等

5. 1 審査方法

応募事業の審査は、当会において審査会を設置し、応募の要件を満たしている事業提案書等の応募書類の内容について書面審査を行った上で、必要に応じてヒアリング審査を行い、採択者を決定します。

なお、原則として審査会の構成や審査の内容等については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

5. 2 審査基準

別紙の審査基準に基づき審査を行うこととする。

5. 3 審査結果

審査結果については、応募者に通知します。

6. 補助金の交付を受けた者の責務

事業が採択され、本補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、次の条件を守らなければなりません。

6. 1 事業の実施及び管理

事業実施上のマネジメント、事業の成果報告、補助金の適正執行、事業終了後の財産等の適正管理等、事業全般について責任を持っていただきます。

なお、補助金に係る経理事務については、事業主体の事務局において経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）をして下さい。補助金の管理責任については、事業主体が負いますのでご注意ください。

6. 2 知的財産権の帰属

事業により生じた特許等の知的財産権は、事業主体に帰属します。

6. 3 取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

6. 4 関係者への説明と了承の取得

当該補助事業の成果は、事例集を作成するとともに、ホームページ等を通じて広くPRすることとしています。事業実施に当たっては、事例集等に写真や図面等が掲載されることがあることを関係者へ説明し、了承を得てください。

7. 応募方法

本事業に応募される方は、①「エントリーシート」を7月19日（金）までに郵送、FAX又はメール（以下「郵送等」という。）により提出し、②「みやざきスギの家づくり活動支援事業提案書」を7月26日（金）までに、宮崎県木材協同組合連合会あてに郵送等により提出してください。

応募期間は、平成25年6月17日（月）から7月26日（金）（必着）までとします。

※ 注意事項

- 1) 一の応募団体及びグループは、一の提案に限り応募できることとします。
- 2) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 3) 応募書類はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- 4) 採択された事業については、その概要を公表することがあります。

8. その他

県産材活用住宅づくりに関する提案に係る各部門に最優秀提案につきましては、大径材に関する勉強会の開催時に表彰を予定しています。

9. 問合せ先・応募書類の送付先

本事業に関する問合せ先及び応募書類の送付先は次のとおりです。

〒880-0805
宮崎市橘通東1丁目11番1号
宮崎県木材協同組合連合会（担当 清・佃）
TEL：0985-24-3400
FAX：0985-27-3590

※ 本応募要領の内容等については、今後変更がありうることを予めご了承ください。